

第5回 宇宙活動法の見直しに関する小委員会 議事要旨

1. 日時：令和6年12月17日（火） 14：00－16：00

2. 場所：宇宙開発戦略推進事務局大会議室

3. 出席者

(1) 委員

小塚座長、中須賀委員(座長代理、オンライン出席)、青木委員、石井委員、久保田委員、笹岡委員、佐藤委員、白井委員、新谷委員、原田委員(オンライン出席)、松尾委員

(2) 事務局(宇宙開発戦略推進事務局)

風木局長、渡邊審議官、木尾参事官、山口参事官、村山参事官、北小路参事官補佐、大段参事官補佐

(3) 関係省庁等

文部科学省研究開発局宇宙開発利用課	阿部企画官
経済産業省製造産業局宇宙産業課	高濱課長
国土交通省航空局ネットワーク部航空戦略室	金森専門官
総務省国際戦略局宇宙通信政策課	扇課長(オンライン出席)
外務省総合外交政策局宇宙・海洋安全保障政策室	岡崎主査(オンライン出席)
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 安全・信頼性推進部	
システム安全・軌道利用安全推進ユニット	吉原ユニット長

4. 議事要旨

(1) 我が国の打上げ及び人工衛星管理に係る産業の技術力及び国際競争力の強化に向けた制度環境の在り方並びに公共の安全を確保するための事故対応の在り方等について

- 内閣府宇宙開発戦略推進事務局より、資料1-1に基づき、検討課題と論点について説明を行った。
- TMI 総合法律事務所より、資料1-2に基づき、主要国その他の宇宙法制度について説明を行った。

(2) 宇宙活動法の見直しに向けた要望等について

- 一般社団法人 日本経済団体連合会より、資料2-1に基づき、宇宙活動法の見直しに向けた要望事項について説明があった。
- 株式会社 Synspective より、資料2-2に基づき、宇宙活動法の見直しに向けた要望事項について説明があった。

(3) 質疑応答・意見交換について

委員からは、以下のような意見があった。

- 打上げや人工衛星管理について包括的な許可制度を導入することが望ましい。人工衛星の型式認定についてはアジャイルな開発が行われる中で、どの範囲で変更を認めるか等の実務上の課題もある点には留意が必要。また、制度検討にあわせて審査の効率化に向けた工夫も検討すべき。
- 事故報告制度について、第三者損害が発生した場合に報告を求める必要性は理解するが、その発生のおそれが高い場合にも報告を求めると報告の要否の判断が難しくなることも考えられるため、事業者の予見可能性の観点から報告対象の明確化を含めてきめ細かな議論が必要。また、事故発生時の救護措置については国外での対応が現実的に困難であることにも留意した議論が必要。

以上